

第38回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年11月25日(木曜日) 午前10時

開催場所 福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテルロイヤル福岡天神 3階
孔雀の間

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様には、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。また、ご来場いただく場合につきましては、2ページ記載の「株主総会にご出席される株主様へのお願い」をご一読のうえ、ご来場をお願い申し上げます。

目 次

第38回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告	30
株主総会参考書類	35

株 主 各 位

証券コード 3440
2021年11月9日

福岡市南区向野二丁目10番25号

日創プロニティ株式会社

代表取締役社長 **石田 徹**

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んで御見舞い申し上げますと共に、一日も早いご快復を心より申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、下記「**4 議決権行使についてのご案内**」に従って、2021年11月24日（水曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年11月25日（木曜日）午前10時				
2 場 所	福岡市中央区天神三丁目13番20号 アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)				
3 会議の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件
報告事項	1. 第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件				
4 議決権行使についてのご案内	3頁及び4頁に記載の 議決権行使についてのご案内 をご参照ください。				

以 上

株主総会に関するその他事項について

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kakou-nisso.co.jp>) に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kakou-nisso.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会にご出席される株主様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げますので、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、入場者数を制限してご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ご出席される株主の皆様におかれましては、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- 会場入口付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備しております。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調確認のうえマスク着用をさせていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。最新状況につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kakou-nisso.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年11月25日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年11月24日（水曜日）午後6時まで

インターネットにより議決権を行使される場合



次のページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2021年11月24日（水曜日）午後6時まで

議決権行使のお取り扱い

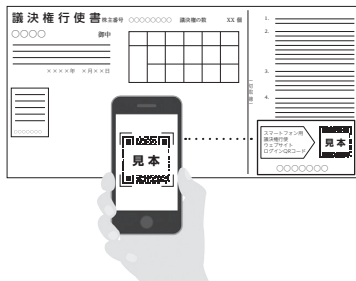
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

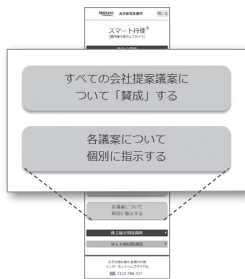
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

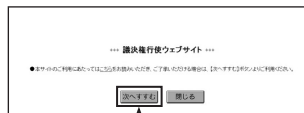
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

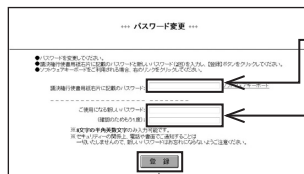
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日9:00～21:00)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界規模での拡大により、停滞基調で推移しておりましたが、各種経済政策の効果や海外経済の改善により、企業の生産・投資活動は内外需ともに一部増加基調も見受けられました。一方で、個人消費は緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の発令に伴う行動制限を受けて、一進一退の水準で推移いたしました。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因する直接的な影響は軽微でありましたが、国内外景気の先行きについては、当面、厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が国内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があるなど、不透明な状況が続くものと見込んでおります。

このような状況の中、当社グループは、新規取引先の開拓や既存取引先のリピートに積極的に取り組みましたが、耐火パネル等の金属パネルの売上は伸長傾向であるものの、太陽電池アレイ支持架台の大型案件の受注が減少しており、売上高は7,534百万円（前期比10.2%減）、営業利益は453百万円（同38.8%減）、経常利益は528百万円（同30.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は427百万円（同19.9%減）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（金属加工事業）

外装パネルの他、耐火パネル等の金属パネルの売上は伸長したものの、太陽電池アレイ支持架台の大型案件の受注が減少したことにより、売上高は5,293百万円（前期比11.7%減）、セグメント利益は499百万円（同32.1%減）、当連結会計年度末における受注残高は1,335百万円（同46.6%減）となりました。

（ゴム加工事業）

新規取引先の開拓が難しい状況の中、既存取引先のリピートに積極的に取り組んだことで、建設関連、土木関連、工業関連、自動車関連等の各種業界向けの製品は大きく落ち込むことなく推移し、売上高は1,092百万円（前期比6.3%減）となり、営業拠点の統合やコスト削減により、セグメント利益は217百万円（同15.1%増）となりました。また、当連結会計年度末における受注残高は101百万円（同29.5%増）となりました。

（建設事業）

グループ間の情報連携を図り、材工一括受注を掲げ営業活動に取り組み、一定案件の受注を確保しながらも、前期に計上した大型案件の反動減や、材工一括案件が失注になったことが影響し、売上高は1,148百万円（前期比6.4%減）、セグメント利益は34百万円（同71.6%減）、当連結会計年度末における受注残高は163百万円（同62.6%減）となりました。

（注）セグメント利益の合計額と営業利益との差異△298百万円は、主として各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は764百万円で、その内訳は次のとおりであります。

事業区分	設備投資金額（百万円）	設備投資の主な内容・目的
金属加工事業	755	新工場棟の建設（福島工場）、加工機械の取得
ゴム加工事業	0	
建設事業	—	
全社（共通）	8	情報機器の取得
合計	764	

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として20百万円の資金調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

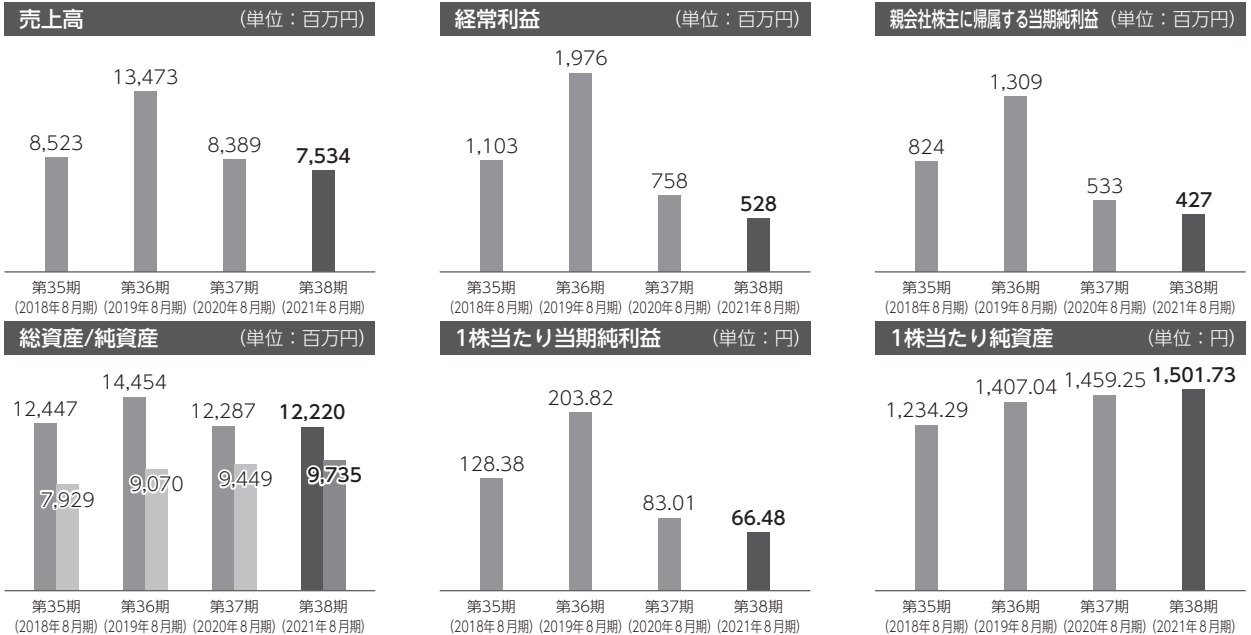
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



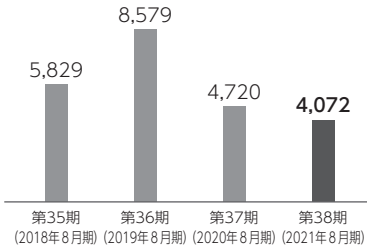
区分	第35期 (2018年8月期)	第36期 (2019年8月期)	第37期 (2020年8月期)	第38期 (当連結会計年度) (2021年8月期)
売上高	(百万円) 8,523	13,473	8,389	7,534
経常利益	(百万円) 1,103	1,976	758	528
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 824	1,309	533	427
総資産	(百万円) 12,447	14,454	12,287	12,220
純資産	(百万円) 7,929	9,070	9,449	9,735
1株当たり当期純利益	(円) 128.38	203.82	83.01	66.48
1株当たり純資産	(円) 1,234.29	1,407.04	1,459.25	1,501.73

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出しております。
3. 第36期は太陽電池アレイ支持架台の大型案件が好調に推移したことや、第35期にM&Aにより子会社化した株式会社ダイリツの業績が通期にわたって寄与したこと等に伴い経常利益が増加しております。
4. 第37期は太陽電池アレイ支持架台の大型案件の一定の引合いはあるものの受注が減少したこと等により、減収減益となりました。
5. 第38期の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
6. 「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）」等を第36期の期首から適用しており、第35期に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

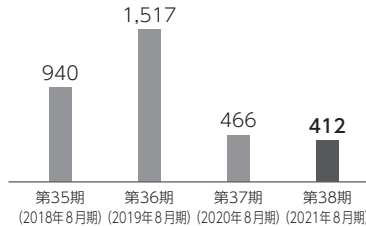
売上高

(単位：百万円)



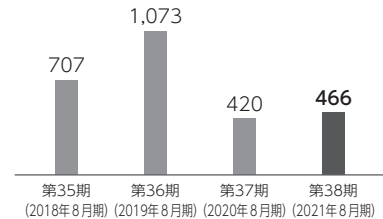
経常利益

(単位：百万円)



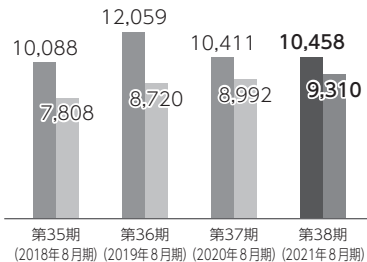
当期純利益

(単位：百万円)



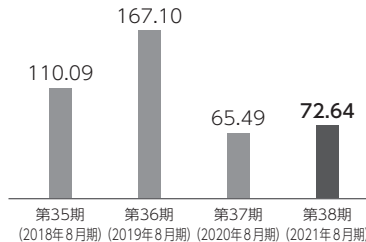
総資産/純資産

(単位：百万円)



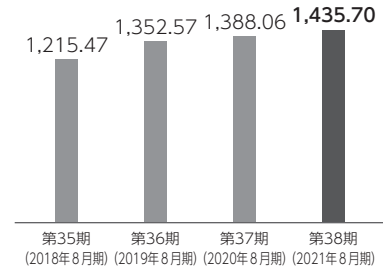
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産

(単位：円)



区分		第35期 (2018年8月期)	第36期 (2019年8月期)	第37期 (2020年8月期)	第38期 (当事業年度) (2021年8月期)
売上高	(百万円)	5,829	8,579	4,720	4,072
経常利益	(百万円)	940	1,517	466	412
当期純利益	(百万円)	707	1,073	420	466
総資産	(百万円)	10,088	12,059	10,411	10,458
純資産	(百万円)	7,808	8,720	8,992	9,310
1株当たり当期純利益	(円)	110.09	167.10	65.49	72.64
1株当たり純資産	(円)	1,215.47	1,352.57	1,388.06	1,435.70

- (注) 1. 百万円単位に記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）」等を第36期の期首から適用しており、第35期に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
吾孺ゴム工業株式会社	20	100.0	ゴム製品製造業
日創エンジニアリング株式会社	20	100.0	建設業
綾目精機株式会社	10	100.0	金属精密切削加工業
株式会社ダイリツ	50	100.0	空調関連機器製造業

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、更なるキャッシュ・フローの創出とその再投資によって企業価値の向上に取り組み持続的な成長を図っていくため、対処すべき課題を次のとおり定めております。

① 事業領域の拡大

グループビジョンである「加工の総合商社」（加工を通じてお客様のあらゆるニーズに応える企業グループ）を展望し、金属加工だけでなく、金属以外の加工、モノづくり、周辺事業のM&Aを推進し、事業の多角化を図ってまいります。また、資金を、M&A、設備、人材、新規事業へ重点的に投資することを通じて、事業構造の改革を進めると同時に企業価値の向上を図ってまいります。

② サステナビリティへの対応

当社グループは、「第3次中期経営計画“Challenge”」において、サステナビリティの基本方針を「加工を通じてあらゆるニーズにお応えすることで、社会的価値と経済的価値を満たしていく」と決めました。この基本方針に基づき、経営基盤づくりとして下記課題に積極的に取り組むと同時に資金を有効的に使用することによって社会的価値と経済的価値を満たす企業グループの形成を目指してまいります。

- ・グループリスク管理の強化
- ・コーポレートガバナンスコードへの対応
- ・コンプライアンス経営の強化
- ・業務改善の推進
- ・製造原価削減の推進

(5) 主要な事業内容（2021年8月31日現在）

当社グループは、金属加工事業、ゴム加工事業及び建設事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

① 金属加工事業

太陽電池アレイ支持架台、金属パネル、空調用ダンパー他金属加工製品の企画、設計、加工、販売

② ゴム加工事業

住宅、機械、公共インフラ設備等に使用するゴム製品の企画、設計、加工、販売

③ 建設事業

上記事業に付随する建設事業

(6) 主要な営業所及び工場（2021年8月31日現在）

① 当社

本 社	福岡県福岡市南区
営 業 所	東京営業所（東京都台東区）、福島営業所（福島県石川郡石川町）
工 場	山田工場（福岡県嘉麻市）、福島工場（福島県石川郡石川町）

② 子会社

吾婦ゴム工業株式会社	本社・工場（群馬県藤岡市）
日創エンジニアリング株式会社	本社（東京都台東区）
綾目精機株式会社	本社・工場（広島県府中市）
株式会社ダイリツ	本社（愛知県名古屋市緑区）、 東京営業所（東京都墨田区）、静岡営業所（静岡県静岡市駿河区）、 名古屋工場（愛知県名古屋市南区）、関工場・関物流センター（岐阜県関市）

(7) 使用人の状況（2021年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属加工事業	197（62）名	3名減（10名減）
ゴム加工事業	42（－）名	3名減（－）
建設事業	7（2）名	1名減（－）
全社（共通）	11（－）名	－（－）
合計	257（64）名	7名減（10名減）

(注) 1. 使用人数は就業員数（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110（55）名	2名増（8名減）	43.3歳	8.7年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社名古屋銀行	300百万円
株式会社福岡銀行	218百万円
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
株式会社西日本シティ銀行	102百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2021年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,200,000株

(2) 発行済株式の総数 7,360,000株

(3) 株主数 3,144名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
石 田 利 幸	1,726,800	26.87
石 田 徹	477,600	7.43
井 上 亜 希	372,000	5.79
石 田 洋 子	328,000	5.10
株式会社福岡銀行	192,000	2.98
株式会社商工組合中央金庫	128,000	1.99
山 崎 勝 明	80,300	1.24
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	78,500	1.22
大 里 和 生	57,600	0.89
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	57,500	0.89
計	3,498,300	54.45

(注) 1. 当社は、自己株式935,350株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		日創プロニティ株式会社2018年新株予約権
発行決議日		2018年11月28日
新株予約権の数		1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 120,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額（1株当たり）		725円
行使価額（1株当たり）		1円
権利行使期間		2020年12月18日から2024年12月17日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,140個
		目的となる株式数 114,000株
		保有者数 5名
	監査役 (非常勤の社外監査役を除く)	新株予約権の数 60個
		目的となる株式数 6,000株
		保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社又は当社の関係会社（関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう）の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石 田 利 幸	
代表取締役社長	石 田 徹	吾婦ゴム工業株式会社代表取締役社長 綾日精機株式会社代表取締役社長
専務取締役	大 里 和 生	営業部長 日創エンジニアリング株式会社代表取締役社長
取締役	松 尾 信 幸	製造部長 綾日精機株式会社取締役統括部長
取締役	猪ノ立山 住夫	管理部長 綾日精機株式会社取締役管理部長 株式会社ダイリツ取締役管理部長
取締役	諸 岡 安 名	経営企画室長 吾婦ゴム工業株式会社取締役管理部長 綾日精機株式会社監査役
取締役	高 山 大 地	明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士
常勤監査役	有 吉 修	日創エンジニアリング株式会社監査役 株式会社ダイリツ監査役
監査役	広 瀬 隆 明	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 株式会社フォーシーズホールディングス社外監査役 株式会社ナフコ社外取締役 株式会社T R U C K - O N E 社外取締役（監査等委員） 株式会社プラッツ社外取締役（監査等委員）
監査役	大 松 健	大松公認会計士事務所所長 日本公認会計士協会北部九州会相談役

- (注) 1. 取締役高山大地氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・常勤監査役有吉修氏は、他社において経理・総務担当取締役及び常勤監査役としての経験を有しております。
 - ・監査役広瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役大松健氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び管理職の全てであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者の職務として行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補されることになります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な報酬又は利益、故意の行為、過去又は係争中の損害賠償請求等に起因する損害については、填補の対象外となっております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日及び2021年8月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.基本方針

取締役の報酬等は、基本報酬及び非金銭報酬で構成し、中長期的な企業価値向上を推進する動機付けや優秀な人材の確保に資する報酬体系及び水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役については、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

b.基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績等を総合的に勘案して決定する。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして支給する。その内容、数、支給時期及び条件等の内容については、代表取締役社長が役位、職責等を勘案して原案を作成し、取締役会の決議によって決定する。

d.報酬等の割合に関する方針

基本報酬及び非金銭報酬の割合については、役位、職責、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において決定する。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員会がその妥当性について事前に確認する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	163 (2)	151 (2)	－ (－)	12 (－)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15 (15)	14 (14)	－ (－)	0 (0)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	178 (17)	166 (16)	－ (－)	12 (0)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年11月27日開催の第30回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）です。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月17日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、監査役（非常勤の社外監査役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役（非常勤の社外監査役を除く）の員数は1名です。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式報酬型ストックオプションであり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における保有状況は「② 新株予約権等に関する事項」に記載しております。
4. 取締役会は、代表取締役社長石田徹に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると取締役会が判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役の高山大地氏は、明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役の有吉修氏は、当社の子会社である日創エンジニアリング株式会社及び株式会社ダイリツの監査役であります。
- ・監査役の広瀬隆明氏は、広瀬公認会計士事務所所長及び北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、また株式会社フォーシーズホールディングスの社外監査役、株式会社ナフコの社外取締役、株式会社TRUCK-ONE及び株式会社プラッツの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間

には特別の関係はありません。

- ・監査役の大松健氏は、大松公認会計士事務所所長及び日本公認会計士協会北部九州会相談役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役員に関して行った職務の概要
取締役	高 山 大 地	・当事業年度開催の取締役会17回全てに出席いたしました。 ・主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、適宜意見を述べ助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役	有 吉 修	・当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 ・主に財務、会計、法令等に係る見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	広 瀬 隆 明	・当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 ・主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	大 松 健	・当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 ・主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 如水監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、2016年7月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を一部改定し、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて、取締役及び使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ② 社外取締役及び社外監査役は、会社から独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
- ③ 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役 に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。
- ④ 社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
- ③ 経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。
- ④ 取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社へ派遣した役員又は関係会社統括担当役員を通じて、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ③ 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ④ 子会社は、取締役会規程、関係会社管理規程、職務権限規程を制定し、子会社取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

(10) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、子会社及び当社の監査役に報告しなければならない。

(11) 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役は、監査役がより実効的かつ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ② 監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ④ 監査役は、内部監査計画及びその実施結果について、計画立案及び内部監査実施の都度、内部監査人から報告を受ける。
- ⑤ 監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。

(14) 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

(15) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社代表取締役社長の指示の下、当社グループの財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。
- ② 当社取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

【内部統制システム構築の基本方針に関する運用状況の概要】

以上の方針に基づき、当事業年度に実施した「内部統制システム構築の基本方針」に関する運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するため、必要な一連の規程を整備し、運用しております。この他、監査役及び内部監査人による定期的な業務監査及び内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システム全般の整備運用状況の監視、検証を行っております。

(2) コンプライアンス体制

「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役員及び従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施することにより、企業グループとしてのコンプライアンス体制の強化に努めております。また、内部通報制度を設けることにより、内部通報者の保護を図るとともに、通報内容が直ちに当社監査役へ報告される体制を整えております。当事業年度においては、コンプライアンス研修を2回実施した他、コンプライアンスポスターの掲示や社内報の発刊を通じてコンプライアンス意識の醸成に努めました。

(3) リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクを一元管理するため、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の強化を図っております。当事業年度においては、PDCAサイクルを回し当社取締役会においてリスクマネジメントの状況を定期的に報告いたしました。

(4) グループ管理体制

子会社における重要な意思決定事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認手続きを経て決定する体制とし、運用しております。また、経営計画、予実分析、役員人事、決算、内部監査等、子会社における重要な報告事項については、子会社へ派遣した役員又は関係会社統括担当役員を通じて、当社取締役会において定期的に報告を受けております。

(5) 取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む7名で構成されており、当事業年度は17回開催されました。取締役会では、その都度、重要事項について審議を行い、社外取締役は適宜意見を述べ、経営の監視、監督及び助言に努めております。

(6) 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役３名で構成されており、当事業年度は15回開催されました。監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べ、また報告を受けることによって取締役の職務執行を監査し、内部統制の整備及びその運用状況を確認しております。また、代表取締役、担当取締役、会計監査人及び内部監査人と情報交換を行い、連携を図りながら、決裁書類等の閲覧を通じて監査の実効性を確保しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第38期 2021年8月31日現在
資産の部	
流動資産	8,656,677
現金及び預金	6,308,219
受取手形及び売掛金	1,045,790
電子記録債権	360,368
完成工事未収入金	137,870
商品及び製品	149,301
仕掛品	148,575
未成工事支出金	1,254
原材料及び貯蔵品	401,388
その他	109,942
貸倒引当金	△6,033
固定資産	3,563,995
有形固定資産	3,348,566
建物及び構築物	1,097,147
機械装置及び運搬具	557,695
土地	954,142
リース資産	16,917
建設仮勘定	679,360
その他	43,303
無形固定資産	86,859
のれん	11,258
その他	75,600
投資その他の資産	128,569
投資有価証券	43,606
繰延税金資産	60,051
その他	38,924
貸倒引当金	△14,014
資産合計	12,220,672

科目	第38期 2021年8月31日現在
負債の部	
流動負債	1,930,066
支払手形及び買掛金	173,467
工事未払金	81,048
短期借入金	580,000
1年内返済予定の長期借入金	209,628
リース債務	9,556
未払法人税等	128,789
賞与引当金	15,951
その他	731,625
固定負債	555,486
長期借入金	338,865
リース債務	6,144
退職給付に係る負債	101,815
資産除去債務	99,008
その他	9,654
負債合計	2,485,552
純資産の部	
株主資本	9,648,714
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
利益剰余金	8,122,139
自己株式	△747,361
その他の包括利益累計額	△594
その他有価証券評価差額金	△594
新株予約権	87,000
純資産合計	9,735,120
負債純資産合計	12,220,672

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第38期 2020年9月1日から 2021年8月31日まで	
売上高		7,534,636
売上原価		5,888,098
売上総利益		1,646,537
販売費及び一般管理費		1,192,806
営業利益		453,731
営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	1,712	
受取家賃	5,436	
補助金収入	64,135	
その他	11,447	82,833
営業外費用		
支払利息	5,275	
匿名組合投資損失	1,143	
その他	1,541	7,960
経常利益		528,604
特別利益		
固定資産売却益	5,367	5,367
特別損失		
固定資産売却損	1,690	
固定資産除却損	860	
投資有価証券評価損	4,298	
減損損失	10,875	17,725
税金等調整前当期純利益		516,246
法人税、住民税及び事業税	193,128	
法人税等調整額	△104,007	89,121
当期純利益		427,125
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		427,125

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,176,968	1,096,968	7,855,630	△747,361	9,382,204
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△160,616		△160,616
親会社株主に帰属する 当期純利益			427,125		427,125
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	266,509	－	266,509
当連結会計年度末残高	1,176,968	1,096,968	8,122,139	△747,361	9,648,714

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△7,028	△7,028	74,312	9,449,489
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△160,616
親会社株主に帰属する 当期純利益				427,125
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	6,433	6,433	12,687	19,121
当連結会計年度変動額合計	6,433	6,433	12,687	285,630
当連結会計年度末残高	△594	△594	87,000	9,735,120

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第38期 2021年8月31日現在
資産の部	
流動資産	6,056,997
現金及び預金	4,888,890
受取手形	30,298
電子記録債権	102,578
売掛金	475,620
商品及び製品	19,787
仕掛品	79,935
原材料及び貯蔵品	362,602
前渡金	45,466
前払費用	3,203
その他	49,934
貸倒引当金	△1,322
固定資産	4,401,611
有形固定資産	2,722,207
建物	950,234
構築物	33,325
機械及び装置	470,752
車両運搬具	276
工具、器具及び備品	32,116
土地	548,862
リース資産	7,279
建設仮勘定	679,360
無形固定資産	61,158
特許権	409
ソフトウェア	22,814
その他	37,934
投資その他の資産	1,618,245
投資有価証券	25,560
関係会社株式	1,577,612
出資金	10
長期前払費用	2,752
繰延税金資産	8,824
その他	3,485
資産合計	10,458,609

科目	第38期 2021年8月31日現在
負債の部	
流動負債	802,626
買掛金	110,764
1年内返済予定の長期借入金	147,120
リース債務	3,252
未払金	325,545
未払費用	158,270
未払法人税等	19,308
前受金	5,173
預り金	6,741
その他	26,449
固定負債	345,098
長期借入金	265,730
リース債務	4,608
退職給付引当金	64,418
資産除去債務	1,740
その他	8,600
負債合計	1,147,724
純資産の部	
株主資本	9,223,884
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
資本準備金	1,096,968
利益剰余金	7,697,309
利益準備金	4,937
その他利益剰余金	7,692,372
圧縮積立金	327,274
別途積立金	100,000
繰越利益剰余金	7,265,097
自己株式	△747,361
新株予約権	87,000
純資産合計	9,310,884
負債純資産合計	10,458,609

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第38期 2020年9月1日から 2021年8月31日まで	
売上高		4,072,874
商品売上高	134,784	
製品売上高	3,938,089	
売上原価		3,285,110
商品売上原価	110,019	
製品売上原価	3,175,090	
売上総利益		787,764
販売費及び一般管理費		776,374
営業利益		11,390
営業外収益		
受取利息	71	
受取配当金	341,350	
貸倒引当金戻入額	867	
その他	61,051	403,339
営業外費用		
支払利息	2,384	2,384
経常利益		412,345
特別利益		
固定資産売却益	2,067	2,067
特別損失		
固定資産売却損	1,690	
固定資産除却損	0	
減損損失	10,875	12,566
税引前当期純利益		401,846
法人税、住民税及び事業税	37,770	
法人税等調整額	△98,639	△64,868
当期純利益		466,715

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第38期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金							
		資 準	備 本 金	資 剰 合	余 本 金 計	利 準	備 益 金	その他利益剰余金					利 剰 余 金 計
								圧 積	縮 立 金	別 積 立	途 金	繰 利 剰 余	
当期首残高	1,176,968	1,096,968	1,096,968		4,937		334,084	100,000	6,952,188		7,391,210		
当期変動額													
剰余金の配当									△160,616		△160,616		
圧縮積立金の取崩							△6,810		6,810		－		
当期純利益									466,715		466,715		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	－	－	－		－		△6,810	－	312,909		306,099		
当期末残高	1,176,968	1,096,968	1,096,968		4,937		327,274	100,000	7,265,097		7,697,309		

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株資合	主本計		
当期首残高	△747,361	8,917,785	74,312	8,992,097	
当期変動額					
剰余金の配当		△160,616		△160,616	
圧縮積立金の取崩		－		－	
当期純利益		466,715		466,715	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			12,687	12,687	
当期変動額合計	－	306,099	12,687	318,786	
当期末残高	△747,361	9,223,884	87,000	9,310,884	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

日創プロニティ株式会社

取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員	公認会計士	廣 島 武文
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	村 上 知子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日創プロニティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

日創プロニティ株式会社

取締役会 御中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員 公認会計士 廣島 武文

業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 村上 知子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月28日

日創プロニティ株式会社 監査役会
 常勤監査役（社外監査役） 有吉 修 ㊞
 監 査 役（社外監査役） 広瀬 隆明 ㊞
 監 査 役（社外監査役） 大松 健 ㊞

以 上

|株主総会参考書類|

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、今後の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度における経営成績を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 25円 配当総額 160,616,250円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年11月26日

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役大松健氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

お お ま つ けん
大 松 健

再 任

社 外

生年月日

1946年3月6日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1971年 11月	監査法人中央会計事務所入所
1974年 7月	監査法人太田哲三事務所（現E Y新日本有限責任監査法人）入所
1977年 9月	公認会計士登録
1990年 5月	太田昭和監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）代表社員
2001年 6月	監査法人太田昭和センチュリー（現E Y新日本有限責任監査法人）福岡事務所長
2004年 6月	日本公認会計士協会北部九州会会長
2004年 7月	日本公認会計士協会常務理事
2007年 7月	同協会監事
2008年 9月	大松公認会計士事務所所長（現任）
2014年 4月	日本公認会計士協会北部九州会相談役（現任）
2014年 11月	当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

大松公認会計士事務所所長
日本公認会計士協会北部九州会相談役

社外監査役候補者とした理由

大松健氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な監査経験を有しております。これらの専門性と経験を活かし、取締役会では積極的に意見を表明していただいており、引き続き当社グループの経営を独立かつ客観的な立場から監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 大松健氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大松健氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大松健氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 社外監査役候補者に関する事項
- (1) 大松健氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (2) 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。なお、同氏が再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
- (3) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務として行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、違法な報酬又は利益、故意の行為、過去又は係争中の損害賠償請求等に起因する損害を除く）。同氏が監査役に再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- (4) 当社は、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏が再任された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

The page contains 15 sets of horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

15 sets of horizontal dashed lines for practice.

定時株主総会会場ご案内図

会場 アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間
福岡市中央区天神三丁目13番20号 TEL 092 (724) 2222

交通 ① 福岡空港 …… 車で20分 | ② JR博多駅 …… 車で10分
③ 西鉄福岡駅 …… 徒歩7分 | ④ 地下鉄天神駅 …… 徒歩5分

